

第 27 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 23 年 6 月 3 日（金） 16:00～17:45
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
（部 会 長）廣松毅
（委 員）深尾京司、縣公一郎
（専 門 委 員）小針美和、西郷浩、納口るり子、本間正義
（審議協力者）内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県
（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか
（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：杉山参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか
- 4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 概 要

(1) 前回部会で出された意見等について

- 任意組織経営体に係る調査の重点化を図るために調査対象から除外されることになる集落営農以外の任意組織経営体について引き続きその動向を把握することについては、農林水産省から、①現在、農業経営統計調査（以下「本調査」という。）の調査対象となっている集落営農以外の任意組織経営体には、今後、規模拡大や集落営農を通じた経営展開がほとんど見られず農業経営として注目すべき特徴的な点はあまり見られないこと、②集落営農以外の任意組織経営体に係る母集団情報がなくなっており、限られたマンパワーで母集団情報を整備した上で当該調査を実施することは極めて困難であることが回答され、了承された。
- 集落営農の定義及び集落営農以外の任意組織経営体の例示について、農林水産省から回答がなされ、了承された。
- 調査票の一つである「現金出納帳」の「農外収入」及び「農外支出」の項目区分の再整理について、農林水産省から、前回部会における議論を踏まえた修正案が提示され、了承された。

(2) 個別論点の質疑について

ア 調査票の分割について

現行の「経営台帳」は、経営体の区分（個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体）にかかわらず、一冊の帳票にまとめられているが、これを経営体の区分ごとに 3 冊に分割することについては、適当とされた。

イ 調査方法の多様化について

○ 試行調査の結果を踏まえた改善点

農林水産省から、前回の統計委員会答申（平成 21 年）で示された課題に対応するために

平成 22 年に実施した試行調査の結果、及び当該結果を踏まえて予定されている本調査の改善点について説明がなされ、了承された。

主な意見は、以下のとおり。

- ・ 報告者の負担軽減や報告の利便性に資するために調査方法の多様化が図られているが、調査の方法が多様化するほど、提出される調査票に係る審査負担が大きくなると考えられる。結果精度の確保という観点から、農林水産省は、今後の調査票の審査の在り方について、どのように考えているのか。

→ 本調査においては、従前から、当省職員が報告者のもとに頻繁に出向き、調査票の記入指導や内容確認を行ってきたが、職員の削減により、そういった手厚い対応ができなくなっている。そこで、オンラインや郵送による報告が増えることになれば、今後は、当省職員が報告者への確認事項をあらかじめ整理した上で、報告者のもとに出向くことができるため、訪問回数の減少や訪問時間の短縮も図ることができ、審査業務を効率的に実施することが可能になると考えている。

○ 決算書類等の活用

協力が得られる報告者から、決算書類等を郵送等による提供を受け、農林水産省の職員が調査票に転記する方法を導入することについては、適当とされた。

○ オンライン化

農林水産省が計画しているオンライン調査の導入については、適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

- ・ 現時点において、パソコンにより調査票を作成している報告者の割合はどのぐらいであるのか。
 - 青色申告を行っている経営体は、5～6割程度である。
 - 確定申告の際に電子申告すれば若干のインセンティブがあると考えられ、そのような形で電子化を進めるのも一つの考え方だと思う。
 - 平成 20 年以降、普及会計ソフトを当省から貸与することにより、本調査の調査項目にあわせて青色申告に係る申告書を作成してもらい、かつ、本調査の調査票の作成も行うことができるような対応を採っている。
- ・ オンラインによる報告促進のため、統計・情報センターや農協などで、調査票記入の講習会を開催することも考えられるが、どのような対応を採ることを考えているのか。
 - 当省職員が報告者に調査依頼や記帳指導に出向く際など機会あるごとに、オンラインによる報告が可能であることについても、周知を図っていきたいと考えている。

○ 郵送調査の促進

郵送調査の促進については、農林水産省から、郵送による報告を促進するための取組を現在も行っており、今後、より一層の郵送報告率の上昇が見込まれる旨等の回答が行われ、了承された。

主な意見は、以下のとおり。

- ・ 特に山間地域では、郵便ポストの数の減少により、報告者が気軽に投函することが困難になっていると聞いており、集荷サービス等も行う特定封筒郵便（レターパック）を利用することは効果が期待できるのではないかと。
- ・ 今後、報告者の報告方法の選択状況については、中長期的にどのような展望を持って

いるのか。

→ 従事者の平均年齢が 65 歳を超えている農業分野においては、100 パーセント郵送にすることは困難だと考えている。25 パーセント程度の報告者については、現行と同様に、当省職員による回収であり、75 パーセントについては、郵送又はオンラインによる報告を見込んでいる。その中でもオンラインによる報告を増加させたい。

- ・ オンラインの利用率と郵送提出率の推移を分析すれば、今後、どちらを推進していくべきかが見えてくるものと考ええる。

ウ 報告者への還元資料の充実について

農林水産省が計画している、報告者への還元資料の充実への取組については、適当とされた。主な意見は、以下のとおり。

- ・ 調査への協力度合いの向上のためには、調査に協力することによる報告者への具体的なメリットが求められており、組織法人経営体にあつては、その意識が強い。その意味で、還元資料の充実は、非常に意味のあることと考える。
- ・ 報告者に対して、これほどの手厚い調査結果の還元を行っている統計調査は他にあるのか。
 - あまり例はないと思料する。
 - アメリカの経済センサスにおいては、詳細な還元を行っており、日本においても、このような還元資料が充実することが普及することは望ましい。
 - 調査結果の還元と併せて農政に関する情報も提供することを考えている。

(3) その他

- ・ 震災の対応について、津波による被害を受けた地域の取扱いについては説明を受けたが、茨城県など風評被害に遭っているところについては、どのように配慮するのか。
 - 既に農業経営を行っていない客体については調査の対象外になるが、農業を継続している客体における風評被害の影響は 23 年結果に織り込まれる。
 - しかし、出荷停止などの措置については、県単位で行っている地域と、市町村単位で行っている地域があり、結果数値が読めなくなるのではないか。
 - 出荷停止となった農家が本調査の客体に含まれていれば、その影響が調査結果に織り込まれることとなるが、そもそも本調査は風評被害等に目的を絞った調査設計としていないため、すべての状況をフォローすることはできない。
- ・ 現在は、調査対象からはずさざるを得ない地域についても、今後の復興状況により、対象に復帰していくことになると思うが、復興状況については、別の調査が行われると理解してよいか。
 - 具体化できるかどうか分からないが、統計部内でもどのように対応するか検討中である。

6 次回予定

次回部会は、平成 23 年 7 月 1 日（金）（16:00 開始予定）に、総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、答申案について、審議することとされた。